添付資料

1 デジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) セクション 1202 の規定 (抜粋)

(注:和訳は著作権情報センターによるもの)

第 1202条 著作権管理情報 (copyright management information) の同一性

- (a) **虚偽の著作権管理情報**-何人も、故意に、かつ侵害を誘発し、可能にし、容易にしまた隠蔽する意図をもって、以下を行ってはならない。
 - (1) 虚偽の著作権管理情報を提供すること。
 - (2) 虚偽の著作権管理情報を頒布しまたは頒布のために輸入すること。
- (b) 著作権管理情報の除去または改変 何人も、著作権者によるまたは法律上の許諾なく、本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしまた隠蔽することを知りながら、または第1203条に基づく民事上の救済(注:一時的および終局的差止命令、損害賠償など)に関してはこれらを知るべき相当の理由がありながら、以下を行ってはならない。
 - (1)故意に著作権管理情報を除去しまたは改変すること。
- (2)著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変されたことを知りながら、当該著作権管理情報を頒布しまたは頒布のために輸入すること。
- (3) 著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変されたことを知りながら、著作物、著作物のコピーまたはレコードを頒布し、頒布のために輸入し、または公に実演すること。
- (c) 定義 本条において、「著作権管理情報」とは、著作物のコピーもしくはレコードまたは著作物の実演もしくは展示に関して伝達される以下のいずれかの情報(デジタル形式の情報を含む)をいう。ただし、かかる情報は著作物または著作物のコピー、レコード、実演もしくは展示の使用者に関する個人識別情報を含まない。
 - (1) 題名その他著作物を特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。
 - (2) 著作物の著作者の名称その他これを特定する情報。
 - (3) 著作物の著作権者の名称その他これを特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。
 - (4) 視聴覚著作物以外の著作物に実演が固定された実演家の名称その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作物の公の実演を除く。
 - (5) 視聴覚著作物について、クレジットを与えられた脚本家、実演家または監督の 名称その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作 物の公の実演を除く。
 - (6) 著作物の使用の条件。

- (7)かかる情報または情報へのリンクを示す識別番号または識別記号。
- (8) 著作権局長が規則により定めうるその他の情報。ただし、著作権局著は著作権のある著作物を使用する者に関する情報の提供を要求することはできない。 (以下略)

2 オープン・ソース・ライセンス条項の一例

(GNU General Public License version3 より)

「4. 一字一句忠実なコピーの伝達

<u>あなたは、自分が受領した『プログラム』のソースコードと一字</u>一句同じコピーで あれば、いかなる媒体でも伝達することができる。

ただしその場合、あなたはそれぞれのコピーにおいて、目立つように、かつ適切な形で、ふさわしい『コピーライト』告知を掲載しなければならない。すなわち、本許諾書と、下記第7項に従い追加された非許可的条項のすべてがそのコードに適用される旨の告知を掲載し、あらゆる保証が存在しない旨の告知をすべてそのまま保全し、かつ『プログラム』の受領者すべてに、『プログラム』といっしょにこの許諾書のコピーを与えなければならない。」

「5. 改変されたバージョンのソースの伝達

あなたは、『プログラム』を基にした作品、あるいはそうした作品を『プログラム』 から作成するための改変点を、上記第4項の規定に従ってソースコード形式で伝達す ることができる。ただしその場合、あなたは以下に示す条件のすべてを満たさなけれ ばならない:

- a) 作品には、あなたが作品を改変したということと、改変に関連した日時を記述 した告知を目立つように載せなければならない。
- b) 作品には、それが本許諾書と、下記第7項に従って追加された条件すべての下で公開されていることを記述した告知を目立つように載せなければならない。この条件は、上記第4項における「告知をすべてそのまま保全」するための条項を改変する。
- c) 作品の全部分を、総体として、コピーを所有するに至った人全員に、本許諾書 の下でライセンスしなければならない。そこで、本許諾書は、本許諾書第7項に 基づく適用可能な追加的条項のすべてとともに、作品全体に、すなわちその全部 分に、それらがどのようにパッケージされているかに関わらず適用されることに なる。(以下省略)」

「以上の条項をあなたの新しいプログラムに適用する方法

あなたが新たなプログラムを開発したとして、公衆によってそれが利用される可能 性を最大限高めたいならば、そのプログラムをフリーソフトウェアとし、本許諾書の 条項の下で誰でも再頒布ないし変更できるようにするのが最善の道です。そうするためには、プログラムに以下のような告知を付け加えてください。(中略)少なくとも、「Copyright」から始まる行と、告知全文がある場所へのポインタだけは各ファイルに含めておいてください。

〈プログラムの名前と、それが何をするかについての簡単な説明を1行程度。〉 Copyright (C) 〈年〉〈作者の名前〉

このプログラムはフリーソフトウェアです。あなたはこれを、フリーソフトウェア財団によって発行された GNU 一般公衆利用許諾書(バージョン3か、それ以降のバージョンのうちどれか)が定める条件の下で再頒布または改変することができます。

(中略) あなたはこのプログラムと共に、GNU 一般公衆利用許諾書のコピーを一部受け取っているはずです。もし受け取っていなければ、

〈https://www.gnu.org/licenses/〉をご覧ください。」

3 アメリカ著作権法の抜粋 (注:和訳は著作権情報センターによるもの)

第101条 定義

本編に別段の定めある場合を除き、本編において、以下の用語およびその活用形は、それぞれ以下の意味を有する。

「編集著作物」とは、全体として創作的な著作物を構成する方法で、既存の素材または データを選択し、整理しまたは配列し、これらを収集し編成して作られた著作物をいう。 「編集著作物」には集合著作物を含む。

「コンピュータ・プログラム」とは、一定の結果を得るためにコンピュータで直接または間接に使用される、文または命令の集合をいう。

「コピー」とは、現在知られている方法または将来開発される方法によって著作物を固定した有体物(レコードを除く)であって、これにより当該著作物を直接または機械もしくは装置を使用して覚知し、複製しまたは伝達することができるものをいう。「コピー」には著作物を最初に固定した有体物(レコードを除く)を含む。

「著作権者」とは、著作権に含まれる排他的権利のいずれかに関して、当該権利を保有 する者を指す。

著作物は、著作物が最初にコピーまたはレコードに固定される時に「創作」される。著作物が一定期間にわたって作成される場合、特定時に固定されている部分がその時点での著作物を構成する。また、著作物が異なる表現形式で作成されている場合、各々の表現形式が別個の著作物を構成する。

「二次的著作物」とは、翻訳、編曲、脚色、小説化、映画化、録音物、美術複製、抄録、 要約、またはその他著作物を改作し、変形しもしくは翻案した形式のように、一以上の 既存の著作物を基礎とする著作物をいう。全体として創作的な著作物を構成する改訂、 注釈、発展またはその他の変更からなる著作物は、「二次的著作物」である。

「言語著作物」とは、言葉、数字またはその他言語的もしくは数学的な記号もしくは符号により表現された著作物(視聴覚著作物を除く)をいい、書籍、定期刊行物、原稿、レコード、フィルム、テープ、ディスク、カード等収録媒体の性質を問わない。

第102条 著作権の対象:総則

著作権による保護は、本編に従い、現在知られているかまたは将来開発される有形的表現媒体であって、直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を覚知し、複製しまたは伝達することができるものに固定された、著作者が作成した創作的な著作物に及ぶ。著作者が作成した著作物は、以下に掲げる種類の著作物を含む。

- (1) 言語著作物、(中略)
- (b) いかなる場合にも、著作者が作成した創作的な著作物に対する著作権による保護は、着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理または発見(これらが著作物において記述され、説明され、描写され、または収録される形式の如何を問わない)には及ばない。

第103条 著作権の対象:編集著作物および二次的著作物

第 102 条に列挙する著作権の対象は、編集著作物および二次的著作物を含むが、著作権が及ぶ既存の素材を使用した著作物に対する保護は、かかる素材が当該著作物に不法に使用されている場合には、当該著作物のその部分には及ばない。

編集著作物または二次的著作物に対する著作権は、当該著作物の著作者が寄与した素材であって、当該著作物に使用された既存の素材と区別されるもののみに及び、既存の素材に対するいかなる排他的権利をも含まない。かかる著作物に対する著作権は、既存の素材に対する著作権による保護とは別個独立のものであり、また、その範囲、存続期間、帰属または存在に影響せず、またはそれらを拡大しない。

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第 107 条ないし第 122 条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に 掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること。(以下略)

第107条 排他的権利の制限:フェア・ユース

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性、および
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。 上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行で あるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

第117条 排他的権利の制限:コンピュータ・プログラム

- (a) コピーの所有者による追加的コピーまたは翻案物の作成 第 106 条の規定にかかわらず、コンピュータ・プログラムのコピーの所有者が、当該コンピュータ・プログラムの新たなコピーもしくは翻案物を作成しまたはこれを許諾することは、以下の場合には侵害とならない。
 - (1) かかる新たなコピーもしくは翻案物が、機械によるコンピュータ・プログラムの利用に不可欠な段階として作成され、かつ、他の方法では一切使用されない場合、または
 - (2) かかる新たなコピーもしくは翻案物が、資料保存目的のみのものであり、かつ、コンピュータ・プログラムの占有を継続することが適法でなくなった場合にはすべての保存用コピーが廃棄される場合。

(以下略)